

三島町指名競争入札に係る郵便入札心得

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 三島町が発注する工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約（以下「工事等」という。）の指名競争入札のうち郵便による入札が実施される工事等の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札の方法等)

第2条 入札参加者は、三島町工事請負契約約款、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）を一般書留または簡易書留のいずれかの方法により、かつ、指名通知で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること

(2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんのうえ、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事名（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

4 入札参加者は、一度郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札を無効とする申出)

第3条 入札参加者は、入札書等を郵送した日から開札日前日（その日が休日にあたるときはその前日）までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第5条 開札は、指名通知に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 開札には、当該入札事務に関係のない1人以上の職員を立ち会わせるものとする。

- 4 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効または失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者及び当該理由を読み上げるものとする。
- 5 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低価格から入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。
- 6 同じ価格をもって入札した者が 2 人以上あるときは、前項の職員のくじ引きにより落札者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第 6 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

- 2 落札者を決定したときは、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知するものとする。
- 3 落札者以外の入札参加者への落札者決定の通知は、入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

(入札書の無効等)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 第 2 条第 2 項に規定する以外の方法により提出された入札書
- (2) 指定通知に示す以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (3) 指定通知で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど改札前に入札参加者が特定できない入札書
- (5) 中封筒又は見積内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (6) 同一の入札参加者が 2 通以上提出した入札書
- (7) 中封筒に入っていない入札書
- (8) 鉛筆書きによる入札書
- (9) 金額に記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (10) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (11) 日付がない又は開札日の日付となっていない入札書
- (12) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない入札書
- (13) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが指名通知と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (14) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない入札書（ただし、工事の入札に限

る。)

(15) 金額の記入漏れ、計算誤りなど見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書

(16) 明らかに不正によると認められる入札書

(17) 上記(1)から(16)に掲げるもののほか、指名通知、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書は、失格とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第8条 契約書を作成する場合においては、落札者は、町長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日からすみやかにこれを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間の延長をすることができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(質問及び異議の申立て)

第9条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和2年4月1日以降に起工の決定を行うものについて適用する。